

大船渡市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和7年度財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年2月6日

大船渡市監査委員 鈴木 弘
大船渡市監査委員 船野 章

令和7年度財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査を大船渡市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告します。

1 監査の対象及び範囲

下記の財政援助団体等の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行を対象とし、令和6年度及び令和7年度を範囲として実施した。

(1) 出資団体監査

- ① 対象団体 大船渡魚市場株式会社
- ② 所管課 農林水産部水産課

(2) 公の施設の指定管理者監査

- ① 施設名 大船渡市営住宅、大船渡市有住宅、大船渡市特定公共賃貸住宅
- ② 指定管理者 株式会社寿広
- ③ 所管課 都市整備部住宅管理課

2 監査の着眼点

主な着眼点を次のとおりとし、事務の執行が関係法令に基づき適正かつ効率的に行われ、目的に沿って円滑な経営がなされているかを主眼として監査した。

(1) 出資団体監査

- ① 団体関係
 - ・ 定款及び経理規定等諸規程は整備されているか
 - ・ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか
 - ・ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか 等
- ② 所管課関係
 - ・ 出資目的及び出資金額等は妥当か
 - ・ 出資者としての権利行使は適切に行われているか
 - ・ 出資団体の経営成績及び財政状態を、十分に把握し、適切な指導監督を行っているか 等

(2) 公の施設の指定管理者監査

- ① 指定管理者関係
 - ・ 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか
 - ・ 協定に基づく義務の履行は適切に行われているか
 - ・ 利用促進のための努力はなされているか 等
- ② 所管部局関係
 - ・ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか
 - ・ 事業報告書の点検は適切になされているか
 - ・ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか 等

3 監査の主な実施内容

監査にあたっては、監査資料及び関係諸帳簿等を確認するとともに、業務内容や事務手続及び経営状況等について所管課長及び団体の役員等から事情聴取を行うなどにより実施した。

4 監査の実施場所及び日程

- (1) 場 所 市役所本庁舎及び大船渡魚市場、株式会社寿広大船渡事業所
- (2) 日 程 令和7年12月22日から令和8年1月29日まで

5 監査結果

(1) 出資団体監査

出資団体及びその所管課においては、出資に係る出納その他事務の執行が、関係法令に基づき、また、出資の目的に沿って、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、出資団体が定める規程等が制定以降60年以上改定されていないものがあり実態に即していない表記になっている、地方卸売市場大船渡市魚市場条例施行規則で業務の調査に関する根拠として参照する条例の内容が適切ではないなどの軽微な留意事項については、口頭で指導を行ったところである。

また、指摘事項には至らないものの、経理規程に定める事務処理を行っていないなど、適正を欠くと認められたものは、口頭で注意・指導を行ったところであるが、改善を望む事項であることから、改めて、以下に注意事項として記載した。

【注意事項】

| | |
|----|--|
| 対象 | 大船渡魚市場株式会社 |
| 内容 | 経理規程において、一事業年度2回以上随時監査人を指名して、監査規程に基づいて監査を行うと定めているが、監査規程を定めておらず、一事業年度2回以上の監査も行っていない。また、監査人は別に定めるところにより、監査の結果を報告しなければならないと定めているが、別に定めるとした規程等がない。 |

(2) 公の施設の指定管理者監査

指定管理者及びその所管課においては、指定管理に係る出納その他の事務の執行が、関係法令に基づき、また、設置目的に沿って、おおむね適正に行われているものと認められた。

大船渡市営住宅、大船渡市有住宅、大船渡市特定公共賃貸住宅の管理運営に関する基本協定書（以下、「基本協定書」という。）において、指定管理者はモニタリングにより得られた自己評価結果を事業報告書に添付することと定めているが、事業報告書に添付せずに別途提出しているなどの軽微な留意事項については、口頭で指導を行ったところである。

なお、指摘事項には至らないものの、基本協定書の内容と異なる事務処理を行っている、大船渡市指定管理者モニタリング指針（以下、「モニタリング指針」という。）に基づいた評価等を行っていないなど、適正を欠くと認められたものは、口頭で注意・指導

を行ったところであるが、改善を望む事項であることから、改めて、以下に注意事項として記載した。

【注意事項】

| | |
|----|---|
| 対象 | 株式会社寿広・住宅管理課 |
| 内容 | <p>基本協定書について</p> <p>1 指定管理者は毎年10月末日までに、翌年度の管理業務に関する事業計画書を作成し、市に提出しなければならないと定めているが提出されておらず、所管課では適正な指導をしていない。</p> <p>2 指定管理者の主体性を阻害しない内容の業務については、あらかじめ市の承認を受けた場合に限り再委託をすることができると定めているが、業務の再委託について指定管理者から書面による承認申請がされておらず、所管課では適正な指導をしていない。</p> <p>モニタリングについて</p> <p>1 基本協定書において、モニタリング等の実施に関わって、利用者から聴取する意見や満足度の項目は、市と指定管理者が協議してその都度決めると定めているが、実施の都度協議を行っていない。</p> <p>2 (1) 所管課では、事業報告書の内容確認結果を指定管理者と共有し、今後の課題・方向性等について協議するとともに、次年度以降の事業計画に反映するよう指示していない。</p> <p>(2) 所管課では、市ホームページ等を活用し、事業報告書を公表している。</p> <p>など、モニタリング指針に基づいた評価等が行われていない。</p> |

| | |
|----|--|
| 対象 | 住宅管理課 |
| 内容 | <p>1 指定管理者候補者の選定後から指定までの間、仮協定を締結する旨を募集要項に定めているが、締結していない。</p> <p>2 仕様書において、物品等の取扱いについては別途協定書に規定すると定めているが、規定していない。</p> |

6 監査対象団体の概要

(1) 出資団体

① 団体の概要

| | |
|---------|---|
| 名 称 | 大船渡魚市場株式会社 |
| 代 表 者 | 代表取締役 千葉隆美 |
| 所 在 地 | 大船渡市大船渡町字永沢 209 番地 |
| 設 立 時 期 | 昭和 26 年 6 月 13 日 |
| 組 織 | 代表取締役 1 名、専務取締役 1 名、取締役 11 名、監査役 2 名、従業員 22 名 |
| 主 な 事 業 | ア 地方卸売市場における水産物の卸売業務 |

| | |
|-------|--|
| | <p>イ 水産物の加工、冷凍並びに製氷事業 ウ 水産物の売買及び委託売買並びに斡旋 エ 漁業及び水産物の製造加工に必要な資材の購入及び販売並びに斡旋 オ 漁業及び水産物の製造加工に必要な資金の斡旋並びに貸付 ハ 漁業 キ 大船渡市魚市場施設の管理業務</p> |
| 市との関係 | <p>大船渡魚市場株式会社への出資者 出 資 金 38,320,000 円（出資比率 28.8%） 出資目的 大船渡市魚市場への水揚げは、市内経済に大きな影響力を持っており、当該施設の卸売業者（大船渡魚市場株式会社）には、公益に供する市場運営と水産物の公正な取引が求められることから、大船渡市は施設開設者として出資したもの。</p> |

(2) 公の施設の指定管理者

① 指定管理者の概要

| | |
|-------|---------------|
| 名 称 | 株式会社寿広 |
| 代 表 者 | 代表取締役 太野真一 |
| 所 在 地 | 盛岡市南大通二丁目8番1号 |

② 指定管理の内容

| | |
|---------|--|
| 施 設 名 | 大船渡市営住宅、大船渡市有住宅、大船渡市特定公共賃貸住宅 |
| 所 在 地 | 大船渡市盛町字御山下31番地2 ほか |
| 指 定 期 間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間） |
| 指定管理料 | 令和6年度 64,297,200円 令和7年度 64,297,200円 |
| 利用料金制 | 無 |
| 主 な 業 務 | <p>(1) 管理業務</p> <p>ア 入居業務 イ 退去業務 ウ 駐車場管理業務 エ 入居者からの各種届出・申請受理業務 オ 入居者の指導・管理業務 ハ 使用料等の収納業務 キ 収入認定補助業務 ク 家賃等減免申請書類受付業務 ケ 滞納督促補助業務 コ 業務報告</p> <p>(2) 市営住宅等の施設管理業務</p> <p>ア 経常修繕（維持管理業務・退去修繕・その他の修繕）</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>イ 保守点検・施設管理業務</p> <p>ウ 防火管理業務</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認める業務</p> <p>ア 団地内巡視</p> <p>イ 法的措置対象者選定補助</p> <p>ウ 訴訟・和解・調停・明渡請求・強制執行補助</p> |
|--|--|